

別表第二号第4 航空機局及び航空機地球局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「航空機地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するもの」と、「航空地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替える。

長

辺

無線局事項書	
1 免許の番号	
2 申請(届出)の区分	☐ 開設 ☐ 変更 ☐ 再免許
3 無線局の種別コード	
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	
5 法人団体個人の別	☐ 法人 ☐ 団体 ☐ 個人
6 住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒(—)
7 氏名又は名称及び代表者氏名	電話番号() —
	フリガナ
8 希望する運用許容時間	
	英文
9 工事落成の予定期日	☐ 日付指定：____.____.____ ☐ 予備免許の日から____月目の日 ☐ 予備免許の日から____日目の日
10 運用開始の予定期日	☐ 免許の日 ☐ 日付指定：____.____.____ ☐ 予備免許の日から____月以内の日 ☐ 免許の日から____以内の日
11 無線局の目的コード	
	☐ 従たる目的 ☐ 従たる目的
12 通信事項コード	
13 通信の相手方	
14 識別信号	
15 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	
16 無線設備の設置場所	航空機名 (登録記号)
17 主たる定置場	
18 航空機の所有者	☐ 免許人 ☐ その他()
19 航空機の運行者	☐ 免許人 ☐ その他()
20 航空機の用途コード	
21 航行区域	☐ 国内 ☐ 国際
22 気密室の有無	☐ 有 ☐ 無
23 最高飛行高度	☐ ft ☐ m
24 航空法第60条の規定に該当の有無	☐ 有 ☐ 無
25 航空機の型式	
26 個体識別コード	
27 備考	

短

辺

(日本産業規格A列4番)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記 載 す る 欄	備 考
1 免許の申請の場合	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27	
2 変更の申請又は届出を行う場合	1(注) 2 3 4 5 6 7 当該変更に係る記載欄	(注) 予備免許中の変更を除く。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 8 14 15	

2 1の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

3 2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。

4 3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

5 4の欄は、次によること。

(1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)を記載すること。

(2) 航空機地球局に限り、再免許の申請の場合は、(1)に加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前6か月中における1日平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること。

(3) 実験試験局又は実用化試験局の免許又は再免許の申請の場合は、次の事項を併せて記載すること。

ア 免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

イ 再免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画並びに免許の期間中における実験、試験又は調査の方法及び結果の概要。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

6 5の欄は、法人、団体又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。

7 6の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

- 8 7の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。この場合において、国際航空に従事する航空機にあつては、英文による表記を付記すること。
- 9 8の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。
- 10 9及び10の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。なお、日付指定の場合は、「H28. 12. 21」のように記載すること。
- 11 11及び12の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、11の欄に、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印をつけること。
- 12 13の欄は、通信の相手方を「航空交通管制用航空局」、「飛行援助通信を行う航空局」、「運航管理通信を行う航空局」のように記載すること。なお、航空機地球局の免許又は再免許の申請の場合は、申請に係る航空機地球局の通信の相手方である人工衛星局が開設されている人工衛星の名称を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である航空機地球局又は航空地球局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。
- 13 14の欄は、次の区分に従い、記載すること。
- (1) 免許の申請の場合
希望する識別信号
- (2) 再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合
現に指定されている識別信号(その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。)
- 14 15の欄は、次によること。
- (1) 電波の型式は、次によること。
- 占有周波数帯幅については、設備規則別表第2号第2から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の記載方法により電波の型式に冠して記載すること。
- ア 占有周波数帯幅を3数字及び1文字(H、K、M又はG)により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のK、M及びGを用いないこと。
- イ 占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記 載 方 法
0. 001Hz～999Hz	H001～999H
1. 00kHz～999kHz	1K00～999K
1. 00MHz～999MHz	1M00～999M
1. 00GHz～999GHz	1G00～999G

- (2) 周波数は、希望するそれぞれの周波数又はそれらの範囲を記載すること。なお、

範囲を記載する場合は、「何MHzから何MHzまで何kHz間隔の何波」のように記載すること。この場合において、総務大臣の告示に基づき周波数を記号によつて記載する場合は、「3MHzから22MHzまで(CAR CEP CWP FE EA WII WIII)94波」のように記載すること。ただし、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができる。また、航空機地球局であつて特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHzまで」のように記載することができる。

(3) 空中線電力は、希望する最大空中線電力を記載すること。

15 16の欄は、航空機の国籍記号及び登録記号を記載すること。

16 17の欄は、航空機の主たる定置場を、「東京国際空港」のように記載すること。

17 航空機地球局においては、18、20から23まで及び25の欄は、記載事項の内容が無線設備の設置場所を同じくする航空機局の航空機に関する事項と同一のものとなる場合は、その旨並びに当該航空機の登録記号及び当該航空機局の免許の番号を27の欄に記載して、当該事項の記載を省略することができる。

18 18の欄は、免許人(免許の申請の場合にあつては、申請者)又はその他の別を該当する□にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を記載すること。

19 19の欄は、航空機地球局に限り記載することとし、免許人(免許の申請の場合にあつては、申請者)又はその他の別を該当する□にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を記載すること。

20 20の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

21 21から24までの欄は、該当する□にレ印を付け、併せて23の欄に最高飛行高度を記載すること。

22 25の欄は、国土交通省が発給する航空機登録証明書に記載された航空機型式を記載すること。

23 26の欄は、406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用する航空機用救命無線機又は航空機用携帯無線機を設置する場合に限り記載することとし、当該無線機に付された個体識別コードを記載すること。

24 27の欄は、次によること。

(1) 検査を受ける希望地がある場合は、その地名を記載すること。

(2) 航空機地球局の場合に限り、当該無線局の装置が航空機の安全運航又は正常運航に関する通信に利用しないものである場合は、その旨を記載すること。

(3) 当該航空機局の送信設備が施行規則第11条の3第3号又は第4号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものである場合は、使用周波数の測定を受けることとなつている相手局の名称及び識別信号又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定規則第8条第1項の型式及び検定番号並びに台数を記載すること。

(4) 航空法第127条ただし書の許可を受けた外国の航空機である場合は、その旨を記載すること。

(5) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2

項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

(6) 主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

(7) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

25 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

26 無線局事項書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この別表の定める規格の用紙とする。

27 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。